

重要 講習保安講習について令和6年度の変更点

1 保安講習手数料の改定について

新潟県消防法関係手数料条例（平成12年3月31日新潟県条例第12号）の改正案が令和6年2月の新潟県議会に提案され、保安講習の手数料が、4,700円から5,300円に改定される予定です。

このため、令和6年度に保安講習を受講される皆様は、保安講習受講申請書に貼付する受講手数料は5,300円となります。

令和6年度手数料

5,300円

2 新潟県収入証紙の廃止について

新潟県は令和6年8月末で収入証紙を廃止することとしています。このため、

①収入証紙の販売（金融機関での購入）は令和6年8月31日まで、

②収入証紙の使用は令和7年3月31日まで、

③未使用証紙の還付は令和12年3月31日まで

とされましたので、ご注意ください。（裏面をご覧ください。）

3 講習手数料の改定及び新潟県収入証紙の廃止に伴う保安講習申請手続きの変更と注意点

(1) 受講手数料の取り扱い

令和6年度（令和7年3月31日まで）は、新潟県収入証紙5,300円分を受講申請書に貼付することができます。ただし、9月1日以降、収入証紙は金融機関で購入することはできなくなりますので、8月31日までに購入いただき申請書に貼付するか、9月1日以降、消防本部又は消防署等で保安講習用の「納入通知書」を入手のうえ金融機関において同通知書で納付し、交付された納付済証（原本）を申請書に貼付してください。なお、納入通知書では5,300円を納付することしかできませんので、ご注意ください。（お手元に4,700円分の収入証紙がある場合で受講手数料を収入証紙で支払うときは、8月31日までに金融機関で差額600円分の証紙を購入し、合わせて5,300円分の証紙を貼付してください。）

(2) 受講申請書の取り扱い

申請書を提出（送付）するときは、受講手数料として新潟県収入証紙が5,300円分貼付されているか、5,300円の納付済証（原本）が貼付されているか十分確認してください。従前の受講手数料4,700円分の貼付しかない場合、申請書は受理することができず、お返しすることになります。令和6年9月1日以降、受講手数料不足で申請書が返戻された場合、差額分の収入証紙の購入はできなくなっていますので、消防本部又は消防署等で保安講習用の「納入通知書」を入手のうえ金融機関において同通知書で5,300円を納付し、交付された納付済証（原本）を申請書に貼付してください。（納入通知書で不足額を支払うことはできません。）

返戻された申請書に貼付済の収入証紙の取り扱いについては裏面の新潟県出納局管理課に照会してください。